研究ノート

配当財源としての資本剰余金

― 法定準備金の規制緩和に関する史的考察 ―

松 永 真理子

要旨

資本剰余金が配当財源として用いられるようになったのは、法定準備金の減少手続きに関する 規制が緩和された2001(平成13)年度6月商法改正以降である。本改正の背景には、従前より指 摘されていた法定準備金に係る法制度の不備や、バブル崩壊による配当原資の不足などの問題が 存在していた。

上の商法改正を踏まえて、企業会計基準委員会は企業会計基準第1号および企業会計基準適用 指針第2号、第3号を公表した。一方、税法においては、資本剰余金を原資とする配当に対する 立法措置は講じられなかった。ただし、組織再編税制の導入に伴い実施された2001(平成13)年 度税制改正では、みなし配当課税と資本の部が抜本的に見直され、とりわけ有償減資には「プロ ラタ計算式」が適用されている。

本稿においては、2001 (平成13) 年度6月商法改正によって資本剰余金が配当財源になるまでの史実に迫る。そして、それに対する企業会計サイドの対応と、税法上の改正論点を検討する。

1. はじめに

現行税制上、資本剰余金を原資とする配当(法法 24①四)に関しては、プロラタ計算が適用されることで、有価証券譲渡対価とみなし配当部分に按分される(法令 23①四)。この規定が創設されたのは、会社法施行に伴う2006(平成18)年度税制改正であり、それ以前は「利益の配当」として取り扱われていた(旧法基通 3-1-7 の 5)。

資本剰余金が配当財源として用いられるようになったのは、2001年6月29日公布「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)において、法定準備金の減少手続きに関する規制が緩和されたことに起因する。当時の商法改正について、西川元啓氏(経済団体連合会経済法規委員会・経済法規専門部会長(団体名・肩書きは当時のもの。以下、同。))が、「経団連を初め経済界では、かねてより、経済のグローバル化、それから IT 革命の進展、産業構

造の転換,資本市場の拡大など,猛スピードで変化する我が国経済環境の変化に対応して,商法を,我が国産業の国際競争力向上のために,機動的に改正することを強く求めてまいった」 (第151回国会衆議院法務委員会議録第17号,301-302頁) と明言するように,2001年には都合三度の商法改正¹⁾ が実施された。

本稿においては、そのうち法定準備金の規制緩和が行われた6月商法改正(議員立法)に焦点を絞ることで、資本剰余金からの配当をめぐる史実に迫る。その上で、企業会計と税法における対応を検討する。なお、本稿末尾にある【資料】「資本剰余金を原資とする配当に関する年表」では、現行税制に至るまでの資本剰余金の沿革を整理している²⁾。

2. 2001 (平成13) 年度 6 月商法改正前 — 法定準備金の淵源とその課題 —

2001 (平成13) 年度 6 月商法改正前,法定準備金³⁾ はどのように規制されていたのであろうか。本節においては、資本準備金および利益準備金⁴⁾ の財源と用途を明らかにする。

(1) 法定準備金の財源 — 資本準備金・利益準備金 —

資本準備金の淵源は、1950(昭和25)年度商法改正に創設された旧商法第288条の2第1項であり、その財源については、下記の五つ $^{5)}$ に限定されていた。

- ①額面超過金(額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額)
- ②無額面株式払込剰余金(無額面株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額)
- 1) 6月改正(議員立法)(平成13年法79号), 11月改正(平成13年法128号), 12月改正(議員立法)(平成13年法149号)である。当時の商法改正に関しては、「法相の諮問機関である法制審議会の会社法部会が検討した上で、政府が改正法案を国会に提出する流れが通説であった。しかしながら、法制審議会で行われる議論が専門的であることから多くの時間を要するという点が指摘」(日本経済新聞2002年1月17日朝刊)されていた。また、「従来の商法部会が廃止されて、会社法改正について臨時的な部会で審議される一方で、なかには議員立法も間に挟まれているのがここ数年の改正の特徴」(上村他2002.6頁)との見解もある。
- 2) このうち本稿では、1950年から2003年までを取り上げている。それ以降については、『立教経済 学研究』第77巻第3号に掲載予定の拙稿を参照されたい。
- 3) 法定準備金の趣旨として、尾崎(1982, 65-66頁) は、「本来的には、株主に配当しうべき金額の一部を、資本維持をより確実にするという政策的配慮から、法律の規定をもって会社に強制的に積立てさせた準備金であった。その本質は、要するに、留保利益をもって資本維持を補強する制度」と言及している。
- 4) 法定準備金を資本準備金と利益準備金の二つに分けることとしたのは, 1949 (昭和24) 年度商 法改正以降である。詳しくは、成道 (1994, 131頁) を参照。
- 5) これについて、安藤(2006、20頁)は、「企業会計原則において資本剰余金として列挙されている項目にほぼ等しい」と述べる。

- ③財産評価差益(一営業年度ニ於ケル財産ノ評価益ヨリ其ノ評価損ヲ控除シタル額)
- ④減資差益(資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及 欠損ノ塡補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額)
- ⑤合併差益(合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額及其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額並ニ合併後存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ依リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額)

上のように、資本準備金の財源を限定することには批判的な見解があり、たとえば黒澤 (1982,58頁) は、「本来は、商法は(中略)資本剰余金と利益剰余金との混同を許さないという一般原則だけを、包括的に承認すれば足りるのであって、(中略)個々の細目について、たとえばこれを資本準備金に組入れなければならないとか(中略)いうことをいちいち規定するのは、はなはだ行きすぎ」と指摘している。なお、①から⑤のうち払込資本に該当しない財産評価差益(旧商法 288/2①三)については、1962(昭和37)年度商法改正においてその財源から削除された。

続いて、積立限度に関しては、資本準備金と利益準備金で異なっており、前者には積立義務が課されていなかった。これは、「資本準備金は、法定資本と同じ実質資本を財源とするものである以上、本質からも配当不能」(尾崎 1982、66頁)であったためとされる。

一方,利益準備金は、資本の1/4に達する金額まで積み立てることが要請されていた(旧商法 288)。その理由について江頭(2001,119頁)は、「昭和25年改正が、(中略)資本準備金(プレミアム)の額のいかんにかかわらず資本の4分の1に達するまで利益準備金の積立義務を課したのは、十分検討した上でそう決めたというより、資本準備金はほとんどないと考えていた」からとの見解を示している。

その後,1962(昭和37)年度商法改正において,利益の配当が定められる旧商法第290条第1項に立法措置が講じられ、資本金、資本準備金および利益準備金は配当財源から除かれ維持されるようになった。なお、その状況は2001(平成13)年度6月商法改正まで継続している(安藤 2009,43頁)。

(2) 使途に関して

法定準備金の使途としては、資本欠損の塡補(旧商法 289①本文、旧商法 281①四)と、資本への組入れ⁶⁾(旧商法 289①但書・旧商法 293の3)に限定され、とりわけ前者に際しては、資本準備金よりも利益準備金を優先して取り崩すこととされていた(旧商法 289②)。

⁶⁾ 小塚 (2016, 108頁) によると、「日本の会社法上、株式配当や(利益) 準備金の資本組入れが明文で認められたのは、昭和25年の商法改正のときであり、(中略) その改正法が国会を通過したのは、昭和25年(税制)改正法が通過した同年3月28日の約1か月後(同年5月2日)」とされている。

ただし、例外としては、1997(平成9)年商法改正(議員立法)で定められた「株式の消却の手続きに関する商法の特例に関する法律(以下、「株式消却特例法」という。)」(平成九法五五号〔議員立法〕。平成13年度改正により廃止。)があげられる。そこでは、上場会社等につき、一定の手続を踏むことによって自己株式の取得に資本準備金を用いることが許容された。この規定は2000年3月31日までの時限立法であったが、その期限は2000(平成12)年度改正によって、2002年3月31日まで(平成10年改正附則5条1項)延長⁷⁾されている。

ここで、株式消却特例法に関しては、その使途は資本準備金に限定されており、適用企業は 公開会社のみであった。自己株式を取得するための財源を確保させることを目的としていたの であれば、そのような制限をあえて設ける必要があったのかどうか、検討の余地⁸⁾ が残される。

(3) 法定準備金が抱える複数の問題

2001 (平成13) 年度6月商法改正前,法定準備金には多くの問題が存在していたが,おおむね次の三つに収斂することができる。

一つは、資本金に関する減少手続きは許容されているにもかかわらず、法定準備金には減少手続きがないという法制度の不備である。これについては、たとえば「法定準備金よりも拘束性の強い資本に減少手続が設けられているにもかかわらず、法定準備金に減少手続がなく、資本の欠損てん補または資本組入れの場合にしか取り崩すことができないことについて、立法の不備である」(原田他 2001、4頁)というように、学会および実務上から批判の声⁹⁾が寄せられていた。

二つ目は、バブル崩壊後の1990年代において、業績が悪化した法人の配当原資が不足したためである。1980年代後半には時価発行増資が盛んに行われ、法人の有する資本準備金が膨れ上がった $^{10)}$ 。これについて、大島(2006、67-68頁)は次のように述べている。

「日本の経済は、バブルの後遺症に非常に悩んだわけです。(中略)配当資金ということに困ったわけです。資金がないかというと、そういうわけではなく、配当可能利益のルールを変

- 7) 岸田 (2001a, 37頁) は、本制度が延長されたことについて、「平成12年3月にこの制度を延長したときに、資本準備金制度の趣旨および社会経済情勢の変化等を考慮して、具体策を検討し、必要な措置をとるとの趣旨の附帯決議がなされ、これが今回の法定準備金制度の改正に結びついた」と言及している。
- 8) 神田・武井 (2002, 44頁) も同様の意見を述べている。その一方で、本改正を重大な立法と評価する見解として、近藤・志谷 (2004, 387頁) がある。
- 9) 同様の意見として、神田・武井 (2002, 43頁)、弥永 (2003, 14頁)、三木・山下 (2004, 128頁) がある。
- 10) 時価発行増資の際における発行額の半分は資本準備金に計上されていた(旧商法 284の 2)。2000 年3月においては、上場公開会社全体で資本金は約51兆円、法定準備金は約55兆円であった(第151 回国会衆議院法務委員会議録第16号、6頁)。

えることによって配当はできる。それは何かというと、バブルのときに時価発行増資、いわゆるエクイティファイナンスというのを盛んにやったわけです。(中略) 当時の時価発行増資ではかなりの額が資本準備金のほうへ流れていきました。その資本準備金に目をつけて、それを配当資金に回すことができれば、不良債権の対応に役に立つということで、商法改正の動きがあったわけです。」

上の事態は、資本準備金に係る使途を制限した1950(昭和25)年度商法改正当時は想定されていなかったようである(尾崎 1982, 66-67頁;江頭 2001, 117頁;三木・山下 2004, 133頁)。加えて、経済界および学会からも「実態規制・手続規制等につき他の制度と整合性がとれたものになるのであれば、法定準備金制度の規制緩和自体は望ましいとする意見が強かった」(江頭 2001, 117頁)¹¹⁾ とされている。

そして三つ目は、株式移転によって設立された上場会社の株主が、設立初年度に配当を受領することが困難になる点である。このような会社は、設立された初年度において資本金と資本準備金のみを有している。したがって、「上場会社が完全親会社の傘下に入って完全親会社だけ上場するような典型的なケースでは、完全親会社の株主となった上場株主に対して、設立初年度に継続配当ができなくなる」(神田・武井 2002、52頁)ことが懸念された¹²⁾。

3. 2001 (平成13) 年度 6 月商法改正 — 法定準備金の規制緩和 —

前述のとおり、法定準備金には法制度の不備を含めて複数の問題が生じていた。それが解消されたのは、2001(平成13)年度6月商法改正である。本節では、その中でも法定準備金の規制緩和に係る論点¹³⁾を確認する。

(1) 平成13年6月29日公布「商法等の一部を改正する等の法律」について

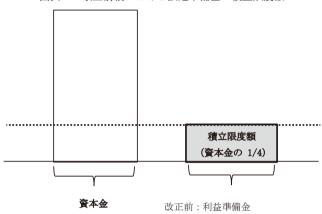
2001 (平成13) 年度商法改正前は、資本金の1/4の額を利益準備金のみで積み立てる必要があったが (旧商法 288)、その財源は、図表1のように利益準備金と資本準備金を合算した法定準備金とされた¹⁴⁾ (商法 288)。

¹¹⁾ 原田他 (2001, 4頁), 成道 (2007, 51-52頁), 河内山 (2015, 115-116頁) 等。

¹²⁾ 野間 (2012, 35頁) も併せて参照。なお、改正後の状況に関して、神田・武井 (2002, 52頁) は、「完全親会社が創設されて直ちに臨時株主総会を開き資本準備金を減少させておけば、初年度からも完全親会社が配当を実施できる」と言及した。

¹³⁾ 法定準備金の規制緩和以外の改正として、自己株式の取得および保有に係る規制の緩和や、株式の大きさに関する規制の廃止などがあげられる。

¹⁴⁾ 弥永 (2001, 35頁) は,「平成13年改正法の下での利益準備金の積立ては昭和25年改正前のレベルに近い」と述べている。



改正後:利益準備金+資本準備金

図表1 改正前後における法定準備金の積立限度額

(出所) 太田 (2002, 137頁) を筆者一部修正。

なお、利益準備金による積立てを廃止する意見もあったが、非公開会社における株式は額面で発行される例が多く、資本準備金が十分に積み立てられていないとの懸念があったため、利益準備金も積立ての要請項目に含まれた(原田他 2001、6頁)。これに関して、弥永(2003、78頁)は、「利益準備金と資本準備金とを配当規制の観点から区別することにはほとんど意義がなくなっている。したがって、立法論としては、法定準備金として一本化することも検討されてよい」と指摘している¹⁵。

また、資本欠損の填補を行う際には、資本準備金よりも利益準備金を優先して充当することが要請されていたが(旧商法 289②)、その規定は削除¹⁶⁾ された。同じく削除された項目としては、旧商法第288条の2第1項第4号があげられ、減資差益は資本準備金ではなく、その他資本剰余金として計上されることになった(商法 288の2)。その理由としては、「減資差益が13年改正商法の資本減少、資本準備金減少手続が履践された後のものであるから」(垂井 2002、46頁)とされている¹⁷⁷。

しかしながら、ここには大きな問題がある。それは、減資差益がその他資本剰余金とされることで、配当原資に減資差益が含まれる可能性が生ずる点である。すなわち、払込資本が維持されないことが懸念され、たとえば安藤(2006, 22頁)は、「減資差益の資本準備金からの削

¹⁵⁾ 利益準備金を廃止すべきとの意見として、中村(2002, 6頁)がある。

¹⁶⁾ 中村(2002, 7頁) は、「欠損塡補に当たって、利益準備金があるにもかかわらず資本準備金を取り崩すことは、企業会計の基本原則に反する最も初歩的な誤りである」と指摘している。

¹⁷⁾ 吉本 (2002, 158頁), 小林 (2002, 29頁), 江原・太田 (2002, 22頁) にも同様の見解がある。加えて、弥永 (2001, 34頁) は、「資本準備金の減少が認められたことから、減資差益を資本準備金として配当可能限度額算定上考慮する必要は乏しいと考えられたため」と述べ、資本準備金の減少手続きに関する改正との関連も指摘されている。

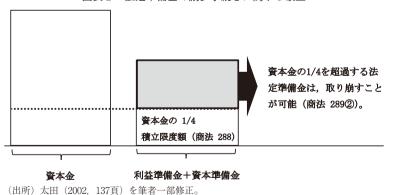
除は、商法の企業会計原則からの離脱であり、払込資本維持の後退を意味する」と批判した¹⁸⁾。加えて、法定準備金に関しては、資本欠損の塡補と資本金の組入れにその使途が制限されていたが(旧商法 289①本文、旧商法 281①四、旧商法 289①但書、旧商法 293の3)、本改正によって資本金の1/4を超過する法定準備金を取り崩すことが可能になった(商法 289②)¹⁹⁾。その制定趣旨としては、「法定準備金におきましてはそのような減少手続がないというようなこともあり、(中略)従来この立法上の不備を指摘されておったところもあり、今回、この改正におきまして、資本の減少手続と同様の考え方に基づき、法定準備金の減少手続を設けた」(第151回国会衆議院法務委員会議録第16号、6頁)(谷口隆義議員発言)とされている。

その一方で、「座談会 金庫株解禁等に伴う改正商法の問題点と実務対応」(2001, 17頁)では、前田雅弘氏(京都大学教授)が次のように述べている。

「そもそも今回なぜ法定準備金に関する改正が行われたのかというと、もともと消却特例法 を商法本体に取り込むべきかどうかが問題になって、理論的な整合性を図るために資本準備 金だけではなく、法定準備金全体を根本的に見直そうというところにつながっていった」

このように、法定準備金の減少手続きに関しては、法制度の不備を解消することのみならず、 株式消却特例法との整合性を保つために改正されたものと捉えるべきであろう。

なお、法定準備金の減少手続きを行う際には、株主総会の普通決議によって決定され(商法 289②)、株主総会の招集通知には議案の要領を記載することになった(商法 289③)。また、決議が終了した場合においては、債権者保護手続が行われる(商法 276②、商法 276③、商法 380)。法定準備金に関する改正事項をまとめたものが図表 2 である。



図表 2 法定準備金の減少手続きに関する改正

¹⁸⁾ 野口 (2001, 27頁) も併せて参照。

^{19) 2002 (}平成14) 年度商法改正において、法定準備金の減少手続きによる株主への払戻しが可能であ

ここで留意すべきは、上のように取り崩された法定準備金は、配当原資として用いることができるようになった点である(商法 290①)。この処理が許容されたことによって、減少手続きを行った資本準備金について、配当可能な利益よりも優先的に配当することが実質的に可能になった 20 。

(2) 6月商法改正が議員立法であった理由

2001 (平成13) 年度 6 月商法改正において,法定準備金に係る規制は緩和されたが,ここで,なぜ本改正が議員立法 21) によるものであったのか検討する。それは,先にあげた株式消却特例法が2002年 3 月31日までの時限立法であったためである。これに関して,江頭(2001,117頁)には次の記述がある 22 。

「法定準備金の使途に関しては、『株式消却の手続に関する商法の特例に関する法律』(平成9年法55号)の平成10年改正により、公開会社(上場会社・店頭登録会社である株式会社〔株式消却特2条5号〕)の資本準備金の一部を株式の任意消却の原資として使用することを認める形で、既に規制緩和が一部行われていた(株式消却特3条の2)。しかし、その規定は、平成14年3月31日までの時限立法とされており(平成10年改正附則5条1項)、経済界には、何らかの形で同日以後もその制度の継続を望む声が強かった。『株式持合い』解消の受け皿として、資本準備金を株式の任意消却の原資とすることは、絶対に必要だからである。」

その上で、江頭(2001, 118頁)は、「株式消却特例法の規定の時限が平成14年3月31日であるため、平成14年の通常国会における法改正では間に合わないから」と指摘した²³⁾。一方、近藤・志谷(2004, 388頁)には、「平成13年6月改正が議員立法であったため、なぜ、消却特例法が廃止されたのか、その経緯は必ずしも明らかとはいえない」との見解もある。しかしながら、本改正が議員立法であったのは、株式消却特例法の時限立法の期限が到来する2002年3月31日までに、立法措置を講じる必要があったためと解すべきであろう²⁴⁾。

る旨明記された(平成14年改正後商法 289②一)。詳しくは、神田・武井(2002, 57頁)を参照。

²⁰⁾ 三木・山下 (2004, 134頁) を参照。

²¹⁾ 商法改正で初めて議員立法が成立したのは、自社株購入権(ストック・オプション制)が導入された1997(平成9)年度改正である。

²²⁾ 小林 (2002, 31頁), 吉本 (2002, 158頁) 等。

²³⁾ 三木・山下 (2004, 132頁) も併せて参照。

²⁴⁾ 本改正が議員立法であったこと対して、「商法の基本にかかわる改正につきましては、やはり法制 審議会を通じ、かつ意見照会をして後に成案をまとめるべき」(第151回国会参議院法務委員会会議録 第15号10頁、末永敏和氏(参考人・大阪大学大学院法学研究科教授))との意見もあった。

(3) 小括 — 2001 (平成13) 年度 6 月商法改正に対する見解 —

2001 (平成13) 年度 6 月商法改正以降,資本金に加えて,資本準備金の減少手続きが可能になり,従前より懸念されていた複数の問題は解決に至った。この点について,太田(2001,46頁)は,「法定準備金についても,株主および債権者への配慮を前提として取崩しを認めることとする今回の改正は,株主の配当請求権の保護を尊重する意味合いからもきわめて合理的な改正であった」と評価している。

その一方で、「資本準備金が減少された場合には、資本性の剰余金が商法上の利益の配当として株主に分配され得ることとなった。そのため、『利益ノ配当』との文言が与える印象とそぐわない」(原田他 2001、5頁)との批判もある。また、野口(2002)は、商法における利益の概念について、「会計学上の利益の概念とも、経済学における利潤の概念とも、一般的な感覚での利益の概念とも一致しない商法独特のもの」(17頁)と言及している。このように、2001(平成13)年度6月商法改正は、株主や債権者の保護という観点からは適切な立法措置であったが、商法上の「利益」が独自の意義 250 を有するようになったことに注意せねばならない。

4. 企業会計側の対応

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号) を受けて、企業会計基準委員会は、2002年2月21日付で下記の三つを公表した。

- ・企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩し等に関する会計基準」
- ・企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び法定準備金の取崩し等に関する会計基準適用 指針」
- ・企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」

(1) 企業会計基準第1号および企業会計基準適用指針第2号について

企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩し等に関する会計基準」では、第33項において「資本金及び資本準備金の取崩によって生じる剰余金は、取崩の法的手続が完了したときに、その他資本剰余金に計上する」ことが要請された²⁶⁾。これにより、その他資本剰余金

²⁵⁾ 商法における利益に関して、原田他 (2001, 5-6頁) は、「『利益』という文言に厳格な意味を与えてはおらず、また、『利益ノ配当』との文言は、決算期に生じた剰余金を株主に対して平等に分配する行為を呼ぶ名称として使用していたにすぎない」と述べる。

²⁶⁾ 弥永 (2022, 71頁) は、「会計上の資本剰余金が意義を有することになったと評価できる」との見解を示す。

に計上すべき項目には、資本金および資本準備金の取り崩しによって生じた剰余金(自己株式等会計基準88項、商法施行規則70条等、商法計算書類規則35条)が含まれるようになった²⁷⁾。また、利益準備金に関しては、第36項にて「利益準備金の取崩によって生じる剰余金は、取崩の法的手続が完了したときに、損益計算書において当期純利益等の次に利益準備金取崩額等の科目をもって表示し未処分利益の増額項目とする」こととされた²⁸⁾。

次いで、企業会計基準適用指針第2号では資本の部の表示が公表された。その表示区分が変更された理由として、小賀坂(2002, 19頁)は、「改正商法により、株主からの払込資本でありながら資本金、資本準備金では処理されない項目、すなわち資本金および資本準備金の取崩によって生ずる剰余金及び自己株式処分差益が生ずることになったため」と述べている。改正前後における資本の部の表示は図表3のとおりである。

(2) 企業会計基準適用指針第3号で示された原則処理・例外処理

企業会計基準適用指針第3号では、その他資本剰余金を原資とする配当に係る原則処理と例外処理が公表された。まず、原則処理は、第3項において「株主が資本剰余金の区分におけるその他資本剰余金の処分による配当を受けた場合、配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合を除き、原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額する」と定められた。そして、例外処理は「配当の対象となる有価証券が売買目的有価証券である場合は、配当受領額を受取配当金(売買目的有価証券運用損益)として計上する」(第4項)とされた。ここで、売買目的有価証券のみが例外的に収益として計上されることが許容されたのは、「期末に時価評価され評価差額が損益計算書に計上されている場合には、分配に伴う価値の低下が期末時価に反映されているため、分配の原資にかかわらず収益計上することが適切であるから」(太田 2002、142頁)であった。これらの会計処理をまとめたものが図表4である。

なお,第4項に定められる項目以外においても,受取配当金として計上される要件としては,次の三つがあげられる(第5項)。

- ①配当の対象となる時価のある有価証券を時価まで減損処理した期における期末配当
- ②株式移転により新設された完全親会社の資本準備金に完全子会社の留保利益相当額が含まれている場合の当該親会社の設立初年度における配当

²⁷⁾ 自己株式処分差益もその他資本剰余金の計上項目とされた(自己株式等会計基準第15~17項)。

²⁸⁾ 安藤(2006, 23頁)は、「企業会計基準第1号は企業会計原則の当初の表示形式に復旧したといえる。これは、商法が資本制度において独自路線に踏み出したことに対する、企業会計原則の側の反応である」と述べている。

図表3 改正前後における資本の部の表示

【(旧) 計算書類規則に基づく資本の部】

- I 資本金
- Ⅱ 法定準備金
 - 1. 資本準備金
 - 2. 利益準備金
- Ⅲ 剰余金
 - 1. 任意積立金
 - 2. 当期未処分利益
 - 3. その他の剰余金
- IV 評価差額金
- V 自己株式

【商法施行規則に基づく資本の部】

【個別財務諸表】

- I 資本金
- Ⅱ 資本剰余金
 - 1. 資本準備金
 - 2. その他資本剰余金
 - (1) 資本金及び資本準備金減少差益
 - (2) 自己株式処分差益
- Ⅲ 利益剰余金
 - 1. 利益準備金
 - 2. 任意積立金
 - 3. 当期末処分利益
- Ⅳ 土地再評価差額金
- V その他有価証券評価差額金
- VI 自己株式

【連結財務諸表】

- I 資本金
- Ⅱ 資本剰余金
- Ⅲ 利益剰余金
- IV 土地再評価差額金
- V その他有価証券評価差額金
- VI 自己株式

(出所)企業会計基準適用指針第2号(2002, 2頁)より筆者作成。

図表4 その他資本剰余金の処分に係る原則処理・例外処理

原則処理(第3項)	例外処理(第4項)	
有価証券:売買目的有価証券以外	有価証券:売買目的有価証券	
会計処理:配当受領額に関して,有価証券の帳簿 価額から減額する。	会計処理:配当受領額に関して,受取配当金として計上する。	
仕訳:現金預金 5,000/有価証券 5,000	仕訳:現金預金 5,000/受取配当金 5,000	

(出所):筆者作成。

③配当の対象となる有価証券が優先株式であって、払込額による償還が約定されており、一 定の時期に償還されることが確実に見込まれる場合の当該優先株式に係る配当

(3)「資本取引と損益取引区別の原則」への影響

本節では、2001(平成13)年度6月商法改正に対する企業会計側の対応を確認した。ここで、企業会計サイドの見解として、安藤(2002, 12頁)は、「これまで配当規制において保証してきたといえる払込資本維持の原則を放棄した」とし、森川(2002, 25-26頁)は、「資本維持機能を支援する商法上の措置が相当程度毀損し、払込資本自体の維持さえ確保できなくなっている」と批判した²⁹⁾。

すなわち、商法において、法定準備金に係る規制が緩和されたことにより、企業会計原則・ 一般原則三に規定される「資本取引と損益取引区別の原則」に混乱を招くおそれがあることが 指摘されるようになった。

5. 2001 (平成13) 年度税制改正 — 資本の部・みなし配当課税に係る改正 —

2001 (平成13) 年度税制改正では、組織再編税制の導入³⁰⁾ に伴い、みなし配当課税および資本の部に抜本的な立法措置が講じられた。まず、みなし配当課税については、「平成13年度改正においては、法人の利益積立金額の減少をより一層適切に株主の配当に反映させるとの観点から見直しが行われ」(朝長 2001b, 32頁) ることとなった³¹⁾。次いで、資本の部に関しては、「組織再編成により移転する資産及び負債の金額について時価又は帳簿価額により移転するものとされたことに伴って(中略)資本の部の金額についても改正が必要となった」(藤本・朝長 2001, 156頁)とされる。

本節ではこれら二つに焦点を当てることで、2001(平成13)年度税制改正について確認する。 検討に際して、税務貸借対照表を掲載しておく。

²⁹⁾ 岸田 (2001b, 21頁) は「従来の企業会計の理論に反するもの」と批判している。

³⁰⁾ 組織再編税制では、合併等が適格合併・適格分割型分割に該当した場合に、課税を繰り延べることが可能になった(旧法法 62の 2①、②)。一方、非適格合併・非適格分割型分割に該当した際には、その期の課税対象とされる(旧法法 62①、②)。これにより、非適格合併および非適格分割型分割の株主に交付される株式等に関して、利益に該当する部分が認められる場合においては、みなし配当の対象とされた。

³¹⁾ 渡辺(2006, 43頁) は、「この資本の部に関する改正は、組織再編税制そのものというより、組織再編取引によって生じる可能性のある『みなし配当』に関する改正と捉えた方がよい」と述べている。

		負債
資産	資本等の	資本の額または 出資金額
貝庄	寺の額	資本積立金額 (法法2十七)
	利益	益積立金額(法法2十八)

図表 5 2001 (平成13) 年度税制改正時点の税務貸借対照表

(出所) 筆者作成。

(1) 旧法人税法第23条第2項の廃止 — 利益積立金の資本組入れに係るみなし配当課税 —

1959 (昭和34) 年度税制改正以降,利益積立金を資本に組み入れた際には,利益積立金額を一度株主に交付した上で資本金に払い込んだものとして捉え,みなし配当課税の対象とされていた (旧法法 23②)。しかしながら,1990 (平成2) 年度商法改正において,株式配当の規定(旧商法 293ノ二) は削除され,配当可能利益の資本組入れ (旧商法 239ノ二) と株式分割 (旧商法 218) に分類される³²⁾ ことになった。これに対して税法では,利益積立金を資本に組み入れた場合もみなし配当課税が継続³³⁾ されたため,商法と税法との間で「ねじれ現象」(竹内1991a,44頁)が生じた。

ここで、租税法学者である金子宏氏は、当該税務処理に関して、「株式について生ずる未実現のキャピタル・ゲインに対して課税する規定」と、「転換対処規定³⁴」の二つを根拠として妥当である旨主張した(金子 1990、29-30頁)。まず、前者については、「会社の所得は利益積立金の部にとどまっている限り、事業場のリスクにさらされているが、資本に移された場合は、一応そこまで株式の価値は確定的に増加したと見ることができる。ここに、利益積立金の資本組入れの機会に未実現のキャピタル・ゲインに課税する根拠がある」(29頁)と述べた。そして、後者に関しては、「利益積立金の資本組入れによって、配当に充てることの可能な利益がキャピタル・ゲインに転換し、結果的に、税負担の不公平が生ずることはたしかである。したがって、租税政策論の観点からは、利益積立金の資本組入れを一律に配当とみなして課税すること

³²⁾ この改正について金子(1990, 28頁)は、「商法から株式配当の規定が削除され、株式配当という概念が実定商法から姿を消してしまった以上、株式配当をめぐる租税法上の議論はその前提を欠くに至り、株式配当も所得であるかどうかという問題の設定そのものが意味を失ってしまった」と指摘した。

³³⁾ この税務処理は、「二項みなし配当」と称され、詳しくは大島(2004, 82-84頁) および渡辺(2012, 116-117頁) を参照。

³⁴⁾ 税率が低い譲渡所得を選択させることを目的として、利益を留保し配当課税を免れることを防ぐ規定である。

は決して不合理であるとはいえない|(30頁)と論じている。

金子氏の見解に対して、商法学者である竹内昭夫氏は、「率直に言ってこの二つの根拠づけは、私には理解しにくく、また賛成し難い」(竹内 1991a、49頁)と批判した。一つ目の未実現利益のキャピタル・ゲインについては、「利益積立金であっても、そのうち商法の利益準備金の部分は配当にあてることはできない(商二九〇条)。(中略)したがって、利益準備金の積立の際に課税することになれば、配当として支出される部分にも配当課税、支出されないで社内に留保される分にも配当課税という奇妙なことになろう」(49頁)と述べている。次いで、転換対処規定に関しては、「譲渡の段階で譲渡所得として課税すればよいはずであって、それでは足りないから資本組入れの際に課税するというのでは、せっかく講じた平準化措置の効果が失われることになる。公平のために譲渡所得の税率を下げたのに、公平のために別途配当課税をするというのでは、結局不公平に帰することになるのではないか」(50頁)との見解を示した350。

上記のように、金銭等の資産の交付のないみなし配当課税については、いわゆる「金子・竹内論争」(大島 2004, 83頁)が展開されていた。しかしながら、2001(平成13)年度税制改正において、法人税法第23条第2項が廃止されたことで本論争は一応の解決をみることになる³⁶⁾。

(2) 利益積立金額の資本組入れに係る税務処理 —— マイナスの資本積立金 ——

前項で取り上げた利益積立金額の資本組入れに関しては、「株主等に金銭等の払戻しがない場合には、株主等から拠出された金額を示す資本等の金額は変更しない」(藤本・朝長 2001, 160頁) との趣旨に基づき、図表6のように資本積立金を用いることで、増額した資本金の額を調整することとされた(法法2十七カ)。

会計処理	税務処理
繰越利益剰余金 5,000 / 資本金 5,000	資本積立金 5,000/ 資本金 5,000

図表 6 利益積立金の資本組入れに係る会計処理・税務処理

(出所) 筆者作成。

この税務処理が要請されたことについて、大島(2004,84頁)は、「利益積立金をそのままにしておくことは、来るべき配当所得課税の財源には手を着けないという税務上の認識」と述

³⁵⁾ 未実現のキャピタル・ゲインと転換対処規定を批判する根拠はほかにも掲載されており、詳しくは 竹内 (1990a) および竹内 (1990b) を参照。また、この論争を検討した論考として、大島 (1992, 16-23頁)、武田 (1992, 99-101頁) がある。

³⁶⁾ ただし、矢内(2004, 25-26頁)は、「平成一三年度税制改正において一応解消したことになっているが、配当とみなされる金額それ自体に商法との違いが生じる」と指摘している。

べている。このように、税務上では独自の処理が適用されることになったが、上の税務処理が 行われると、資本積立金にはマイナスが生ずる場合があることに留意せねばならない。当時の 立案担当者である朝長英樹氏(財務省税制第一課課長補佐)は、次のように言及している。

「今回の改正案の資本積立金額と利益積立金額に係る改正の特徴の一つとして、これらのいずれについても、マイナスが生ずることがあることを明確にした点を挙げることができます。 (中略) 株主の拠出部分の金額は資本の金額と資本積立金額の合計額として示されることとなりますが、この資本の金額については商法上の金額を税法上の金額とするものとされていますので、資本積立金額についてマイナスがないとした場合には、株主の拠出部分の金額を正しく示すことができないケースが生ずることがあり得ます。 (中略) このため、改正案においては、資本積立金額と利益積立金額について、増加額から減少額を減算してその残高を求めるものとし、プラスとマイナスのいずれも生ずる」 (朝長 2001a、11頁)

要するに、税務上適正な金額を算定することを目的として、マイナスの資本積立金と利益積立金³⁷⁾ は容認されたものと捉えられる。しかしながら、これについては批判的意見³⁸⁾ が多くみられ、たとえば成道(2003、122頁)は、「この改正は、配当というものの実質と株主の租税負担能力に配慮した改正といえよう。しかし、その税務処理では資本積立金を巻き込んで、場合によってはマイナスの資本積立金を登場させ、その理解には困難を伴う」と言及している。そして、マイナスの資本積立金については、「もともとはプラスの概念であって、それをマイナスでもあり得るとすることは、混乱を招くもの」(成道 2003、122頁)と指摘した。

(3) 有償減資に適用された「プロラタ計算式 |

有償減資に関しては、2001(平成13)年度税制改正前、旧法人税基本通達3-1-8において、「法人が法人税法第24条第1項第1号又は第2号(減資等の場合の配当の額とみなす金額)に掲げる資産の交付を受けたことにより同項の規定によるみなし配当の額を計算する場合において、同項に規定する合計額が当該合計額のうち当該資産を交付する法人の資本の額(出資金額を含む。)から成る部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額が資本積立金額又は利益積立金額のいずれから成るかは、当該交付する法人の計算による」と定められていた390。

³⁷⁾ 利益積立金のマイナスに関する検討は、本稿5.(5)で行う。

³⁸⁾ 三木・山下 (2004, 148頁), 大島 (2005, 62頁), 大島 (2007, 70頁) 等。

³⁹⁾ 武田 (1979, 1267頁) は、「剰余金の配当という形式をとらない場合であっても、例えば、合併等に際してその財産の払戻しが行われた場合、つまり、このような事由によって金銭その他の資産の交付を受けた場合にはその払戻金額のうちに過去における利益の留保額(税法上の『利益積立金』)から構成されている部分があるときには、実質的にこれを見れば、利益の分配をしたこととなんら異ならない。そこで、税法としては、その分配の形式にとらわれずにその利益積立金に相当する部分の金

2001 (平成13) 年度税制改正では、減資を行う法人は、資本積立金の一定額を減少させ (法法 2十七ツ)、交付する金銭等の合計額が資本等の金額の一定額を超える部分については、利益積立金を減少させることとなった (法法 2十八ヌ) (藤本・朝長 2001, 157-158頁)。資本積立金額および利益積立金額の算定方法⁴⁰⁾ は下記のとおりである。

【資本積立金額(法法 2十七レ, 法令8の2⑨)】

資本積立金額=減資資本等金額-減資等により減少した資本の金額

【利益積立金額 (法法 2十八ヌ)】

利益積立金額=交付した金銭の額等の合計額-減資資本等金額

これに対して法人株主では、下記のように有価証券譲渡対価と譲渡原価を算出することで (法令 23①三、法法61の2⑦、法令119の9)、譲渡損益⁴¹⁾を計上させる。

【有価証券譲渡対価および譲渡原価の算定式(法法 61の 2 ⑦、法令 119の 9)】

譲渡原価=所有株式の払戻し等の直前の帳簿価額× 払戻法人の前期末簿価純資産価額

額は、剰余金の配当等と同様に取り扱う必要がある」と指摘した。

- 40) 減資を行う法人は、株主等に対して1株あたりのみなし配当の額を通知することが要請された(法令 23(3))。
- 41) 改正前に有償減資が行われた際には、株式の帳簿価額のうち払い戻した金銭等の額に達するまでの金額を譲渡原価とみなすこととされていた(旧法法 61の2③、旧法令 119の9)。本改正によって譲渡原価は、払戻し直前の帳簿価額に法人税法施行令第23条第1項第3号に規定される割合を乗じて算出することが要請された(法法 61の2⑦、法令119の9①)(藤本・朝長、213頁)。これについては、細野(2002、123頁)、三宅(2004、76頁)を参照。
- 42) 小数点以下第一位未満の端数は切り上げる。

上の「プロラタ計算式」が導入されたことで、「会社が減資を行うに資本等の部分のみを支払財源として使うことによって、利益積立金の移転で課されるみなし配当課税を遅らせることによる租税回避を防止する」(成道 2003、145頁)ことが可能になった。また、武田(2004、60頁)は、「資本積立金額及び利益積立金額の増減に関する規定が整備されて、管理が厳しくなったことなどにより、この処理を明確にしたもの」と述べている⁴³⁾。すなわち、資本積立金と利益積立金に抜本的な改正が講じられたことに伴い、このような按分方式が採用されたものと考えられる。

(4) 資本剰余金を原資とする配当に係る税務処理

2001 (平成13) 年度6月商法改正において、資本剰余金を原資とする配当が実質的に許容されたが、税務上では、それに対する立法対応は講じられなかった。その理由として、渡辺(2006,45頁) は次のように説明している。

「おそらく商法改正に税法の改正がついていけず, 規定が未整理の状態あるからだと思われる。しかし, 実際に有償減資本準備金が実行された場合には, 当該取引に対する課税を解釈上明らかにする必要がある。」

その後、平成15年2月28日付法令解釈通達において、法人税基本通達3-1-7の5「その他資本剰余金の処分による配当」が創設された。そこでは、「法人が受ける利益の配当が、商法第289条第2項《法定準備金の取り崩し制限》の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第23条《受取配当等の益金不算入額》の規定の適用があることに留意する。」と定められ、税務上は「利益の配当」として処理されることになった440。

(5) 法人税基本通達 3-1-7の5への批判 — マイナスの利益積立金 —

配当財源が資本剰余金であるにもかかわらず、利益の配当として税務処理を行うことには批判的意見が寄せられ、さらにその内容は二つに分類される。一つは、利益の配当が商法からの借用概念であることに基づき、「統一説に従って『利益の配当』を解釈すれば、配当所得の趣旨に基づく解釈が要請される。解釈論上商法の『利益の配当』の原資の中に資本準備金減少額を含む場合は、そこから、その減少額を除いた部分が所得税法上の配当所得を構成する『利益

⁴³⁾ そのほか、大島(2007, 76頁)、小山(2009, 76頁)、朝長(2012, 28頁)等。

⁴⁴⁾ これについて国税庁 (2003) は、「税務上は、配当の原資によって受取配当を区分することにはなっていない」との見解を示している。なお、本規定の立法対応を提案した論考としては、神田・武井 (2002、56頁)、大島 (2006、77頁)、渡辺 (2006、44頁) がある。

の配当』であると解すべき」(垂井 2002, 50頁)と指摘された⁴⁵⁾。つまり、資本準備金の減少額が配当原資になる部分を除いて「利益の配当」とするべきとの見解である。

二つ目は、この税務処理が行われることで、マイナスの利益積立金が認識される可能性が生ずることであった。これに関して、鈴木(2005、114頁)は次のように述べている。

「払込資本を払い戻しているのに、税務上は留保利益を配当していると考えるわけです。したがって、これをやりすぎると利益積立金の残高がマイナスになる恐れがあります。こうなると、まだ稼いでいない将来の利益積立金を先食いしている」

さらに、成道(2007, 53頁)は、「あまりにも強引で計算上のマジックという感があった」と言及した。以上のように、資本積立金と同じく利益積立金にもマイナスが生ずることが問題視されるようになった。

(6) 小括 — 株主拠出部分と法人稼得利益の峻別 —

2001 (平成13) 年度税制改正において、二つの積立金にマイナスの概念が認識されたことには批判的見解が多かった。その一方で、このような立法措置は商法とは一線を画する税法固有の基準を設けた対応⁴⁶⁾ であったとも捉えることができよう。

しかし、先述した旧法人税基本通達3-1-7の5では、配当財源が資本剰余金であったとしても、利益の配当として取り扱うことが容認されていた。これについては、2006(平成18)年度税制改正で有償減資に適用されていたプロラタ計算式が導入されることで解消される。とはいえ、2001(平成13)年度6月商法改正からの約5年間、このような税務処理が行われていたことに関しては、株主拠出部分と法人稼得利益の峻別の観点から疑義を呈さざるを得ない。

6. むすびに

本稿においては、資本剰余金を原資とする配当が許容された2001(平成13)年度6月商法改正と、それに対する企業会計および税法の対応を検討した。資本剰余金が配当財源としてその使途を拡大させることで、法制度の不備を含めた商法上の問題は解消されることになった。しかしながら、企業会計と税法においては、各々の理念に基づきながら独自の措置が講じられた

⁴⁵⁾ 同様の見解として、掛川 (2006, 53頁)、南 (2006, 69頁) があげられる。

⁴⁶⁾ 当時の立案担当者である朝長(2001b, 32頁)は、「資本の部の金額の取扱いについて、抜本的な見直しが行われましたが、これは、資本の部のうち、株主が拠出した部分の金額と法人が稼得した部分の金額とを峻別し、両者を混同しないという基本的な考え方に基づいて行われた」と述べている。そのほか、安藤(2009, 46頁)、岡村(2008, 96頁)も参照。

ことはすでに述べたとおりである。

その後、資本剰余金からの配当に係る大幅な改正としては、2006年5月1日付で施行された「会社法(平成17年法律第86号)」があげられる。そこでは、旧商法における利益の配当や有償減資などが「剰余金の配当」として整備され(会社法 453)、統一的に財源規制がかけられた(会社法 461①)。そして、それに伴い実施された2006(平成18)年度税制改正においては、本稿でも取り上げた「資本積立金(旧法法 2十七)」は廃止され、「資本金等の額(法法 2十六、法令8)」が創設されている。

上述した改正論点に関しては、会社法の概要や企業会計および税法の対応など吟味すべき点が複数存在している。この点については、別稿にて詳述することとしたい。

参考文献

- 安藤英義 (2002)「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」『會計』第162巻第2号, 161-174頁。
- 安藤英義 (2006)「資本概念の変化―資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史―」『企業会計』第58 巻第9号、18-25頁。
- 安藤英義(2009)「会社法における資本概念の崩壊と税務会計」『税経通信』第64巻第1号,41-47頁。 上村達男・岸田雅雄・酒巻俊雄・下山祐樹・友松康夫・尾崎安央(2002)「座談会 平成一三年およ び平成一四年会社法改正の検証」『判例タイムズ』第1093号,4-29頁。
- 梅村明宏 (2002)「『その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理』の解説」『企業会計』 第54巻第6号、30-33頁。
- 江頭憲治郎(2001)「法定準備金制度の規制緩和」『ジュリスト』第1206号, 117-121頁。
- 江原 健志・太田 洋 (2002)「平成13年商法改正に伴う政令・法務省令の制定 (下)『商法及び有限会社法の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する承諾の手続きを定める政令』・ 『商法施行規則』の概要』『旬刊商事法務』第1629号、21-26頁。
- 大島隆夫 (1992)「利益積立金の資本組入れに対するみなし配当課税の意義」『旬刊商事法務』第1273 号、16-23頁。
- 大島恒彦(2003)「改正税法における資本積立金・利益積立金ならびにみなし配当問題」『租税研究』 第644号,51-64頁。
- 大島恒彦(2004)「減資その他における積立金処理について」『租税研究』第656号,81-97頁。
- 大島恒彦(2005)「会社法現代化における資本と利益の考え方」『租税研究』第671号,51-63頁。
- 大島恒彦(2006)「剰余金の配当とその税務」『租税研究』第680号,67-94頁。
- 大島恒彦(2007)「マイナスの『資本金等の額』とみなし配当問題|『租税研究』第697号, 67-79頁。
- 太田達也(2001)「表示・開示の改正と留意点」『企業会計』第53巻第12号, 45-52頁。
- 太田達也(2002)「法定準備金制度の緩和と活用」『税務弘報』第50巻第4号,136-144頁。
- 岡村忠生(2008)「法人課税の基本問題と会社法制―資金拘束とインセンティブ―」『税法学』第559号, 69-105頁。
- 尾崎安央(1982)「法定準備金制度の発展と機能的変化」『早稲田法学』第57巻第2号,65-103頁。
- 尾崎安央(2002)「配当可能利益の変容」『企業会計』第54巻第7号、36-43頁。
- 落合誠一・前田雅弘・堀内啓・中西敏和(2001)「座談会 金庫株解禁等に伴う改正商法の問題点と 実務対応」『旬刊商事法務』第1602号, 6-31頁。
- 小山真輝(2008)「配当に関する税制の在り方―自己株式のみなし配当に対する取扱いを中心として

一」『税務大学校論叢』第58号,61-150頁。

小山真輝 (2009)「配当に関する税制の在り方―みなし配当と本来の配当概念との統合の観点から―」 『税務大学校論叢』第62号、1-96頁。

掛川雅仁(2006)「剰余金の分配と内部留保」『税理』第49巻第7号、49-59頁。

金子宏 (1990)「商法改正と税制―株式配当および利益積立金の資本組入れを中心として―」『旬刊商事法務』第1223号, 27-31頁。

金子宏(2019)『租税法』第23版,弘文堂。

神田秀樹・武井一浩(2002)『新しい株式制度』有斐閣。

神門剛 (2006)「配当関係 [配当原資·現物配当等]」『税務弘報』第54巻第4号, 16-21頁。

企業会計基準委員会(2002a)「企業会計基準第1号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計 基準」 [https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/treasury_stock.pdf(最終アクセス日: 2023年2月21日)]

企業会計基準委員会(2002b)「企業会計基準適用指針第2号 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」[https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/treasury_stock.pdf (最終アクセス日: 2023年3月4日)]

企業会計基準委員会(2002c)「企業会計基準適用指針第3号 その他資本剰余金の処分による配当を 受けた株主の会計処理」 [https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/treasury_stock.pdf(最 終アクセス日:2023年3月4日)]

岸田雅雄(2001a)『株式制度改革と金庫株』中央経済社。

岸田雅雄(2001b)「新株式制度の企業会計への影響」『企業会計』第53巻第12号、18-25頁。

黒澤清(1982)『解説企業会計原則』中央経済社。

河内山拓磨 (2015) 「その他資本剰余金を原資とする配当の決定要因に関する実証分析」 『會計』 第 187巻第5号, 104-118頁。

小賀坂敦(2002)「『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』等の解説」『企業会計』第 54巻第6号、18-29頁。

国税庁 HP(2003)「法人税基本通達等の主要改正項目について」[https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/030228/1595.pdf(最終アクセス日:2023年3月24日)]

小塚真啓(2016)『税法上の配当概念の展開と課題』成文堂、2-3頁。

小林量(2002)「商法の債権者保護機能との関係」『企業会計』第54巻第7号,27-35頁。

近藤光男·志谷匡史(2004)『改正株式会社法Ⅲ』弘文堂。

清水智恵子(2004)「法定準備金の取崩し」『税務弘報』第52巻第2号,54-64頁。

鈴木一水 (2005)「増減資・自己株式等の資本等取引に係る課税上の諸問題」『租税研究』第669号, 106-115頁。

第151回国会(2001)「参議院法務委員会会議録」第15号。

第151回国会(2001)「参議院法務委員会会議録」第16号。

第151回国会(2001)「参議院法務委員会会議録」第17号。

武井一浩(2001)「企業組織再編税制とその実務上の論点」『ジュリスト』第1206号, 150-164頁。

竹内昭夫(1991a)「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否―金子説批判-上-―」『旬刊 商事法務』第1258号,43-50頁。

竹内昭夫(1991b)「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否―金子説批判-下-―」『旬刊 商事法務』第1259号、30-35頁。

武田昌輔編(1979)『DHCコンメンタール法人税法』第一法規。

武田昌輔(1992)「民商法と課税問題(八)―利益積立金額の資本組入れ―」『會計』第141巻第3号, 90-101頁。 武田昌輔(2003)「税法における資本等の金額の特異性」『税研』第18巻第4号、41-46頁。

武田昌輔(2004)「法人税の原点を探る(10)みなし配当―基本的な考え方と概要」『月刊税務事例』 第36券第7号、57-62頁。

武田昌輔(2011)「法人税の原点を探る(第87回)法人税改正の重要問題(2)資本金等の額・資本 積立金額」『月刊税務事例』第43巻第1号、75-80頁。

田島龍一(2002)「商法改正と資本取引の会計・税務の動き」『税務弘報』第13巻第50号, 106-114頁。

垂井英夫(2002)「法定準備金制度改正のポイントと実務上の問題点」『税理』第45巻第13号, 45-52頁。

朝長英樹(2001a)「会社組織再編成に係る税制について(第2回)」『租税研究』第620号, 8-17頁。

朝長英樹 (2001b) 「会社組織再編成に係る税制について (第3回)」『租税研究』第621号, 31-50頁。

朝長英樹 (2012)「『資本の払戻し』を行った法人の資本金等の額の減少額」『T & A master』第435号, 26-36頁。

中村忠(2002)「会社会計の新たな問題」『税経セミナー』第47巻第1号、4-8頁。

成道秀雄(1994)「その他の資本剰余金」『日税研論集』第29号, 123-169頁。

成道秀雄(2003)「増資・減資と資本積立金額及び利益積立金額」『日税研論集』第53号,99-151頁。

成道秀雄(2007)「剰余金の分配」『税研』第23巻第1号、51-56頁。

野口晃弘(2001)「商法改正と自己株式の会計」『企業会計』第53巻第12号、26-31頁。

野口晃弘(2002)「商法改正と資本会計の再構築」『會計』第162巻第5号,14-23頁。

野間幹晴(2012)「資本剰余金を原資とする配当の決定要因」『企業会計研究のダイナミズム』中央経済社、33-44頁。

原田晃治,泰田啓太,郡谷大輔(2001)「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔下〕」 『商事法務』第1609号、4-11頁。

阪埜光男(2000)「議員立法によるストック・オプション制度管見」『法學研究』第73巻第2号, 171-183頁。

藤井誠(2019)「減資に関わる課税関係の検討」『日税研論集』第76号, 95-125頁。

藤本哲也・朝長英樹(2001)「平成13年版 改正税法のすべて」(財)大蔵財務協会。

細野有紀子(2002)「増減資」『税務弘報』第50巻第13号, 123-131頁。

三木義一・山下眞弘 (2004) 『税法と会社法の連携 増補改訂版』 税務経理協会。

南雅樹(2006)「剰余金概念をめぐる会計と税務の相違」『税務弘報』第54巻第8号、64-70頁。

三宅茂久(2004)「資本取引の具体的事例と税務研究(第2回)」『租税研究』第654号, 68-79頁。

森川八洲男 (2002)「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企業会計』第54巻第7号, 18-26頁。

矢内一好(2004)「利益準備金と利益積立金」『税務会計研究』第15号, 31-50頁。

弥永真生 (2001)「法定準備金と『その他の剰余金』―企業会計との乖離の拡大と縮小」『企業会計』 第53巻第12号, 32-38頁。

弥永真生(2003)『「資本」の会計 商法と会計基準の概念の相違』中央経済社。

弥永真生(2022)「法が照らす会計の深淵」『企業会計』第74巻第8号,70-75頁。

吉本健一(2002)「資本と法定準備金」『判例タイムズ』第53巻第21号、157-166頁。

渡辺徹也(2006)「企業組織再編成と課税〔租税法研究双書7〕」弘文堂。

渡辺徹也(2012)「税法における配当および資本の概念―会社法との比較を中心に」『(公社) 日本租税研究協会 第64回租税研究大会記録』115-126頁。[https://www.soken.or.jp/sozei/wp-content/uploads/2019/09/taikaikiroku2012.pdf (最終アクセス日: 2023年4月1日)]

【資料】資本剰余金を原資とする配当に関する年表

年表	書籍・論文等	 ・佐藤孝一(1950) [朝余金の研究」中央経済社・ ・ 黒澤清 (1882) [解説企業会計原則」中央経済社・ ・ 新井本人郎 (1994) 「企業会計の資本取引と法人税法の資本等取引」「日税研論集」 等20号 ・ 成道秀雄 (1994) 「その他の資本剰余金」「日税研論集」等20号 ・ 安藤英義 (2006) 「資本概念の変化一資本概念をめぐる商法と会計の離合の歴史 一」「企業会計」第28巻第9号 	\$\frac{1}{2}	・安藤英義(2009)「会社法における資本概念の崩壊と税務会計」「税経通信」第64 巻第1号	・ 昆崎安央 (1982) 「法定準備金制度の発展と機能的変化」「早稲田法学」第57巻第2号 ・ 第151回国会衆議院法務委員会議錄第16号 ・ 近頭憲治郎 (2001)「法定準備金制度の規制緩和」「ジュリスト」第1206号	・三木業一・山下真弘(2004)「税法と会社法の連携 増補改訂版」 教務経理協会 ・大島恒彦(2006)「剩余金の配当とその税務」「租税研究」第680号	・江頭憲治郎 (2001)「法定準備金制度の規制総和」「ジュリスト」第1206号 ・原田晃治、泰田啓太、郡谷大輔 (2001)「自己株式の取得規制等の見直しに係る 改正商法の解説 「アー)「商事法務」第1609号 ・成道秀雄(2007)「会社法と開税関係 第4回 剩余金の分配」「税価」第23巻第1号 ・河泊秀雄(2015)「その社覧を開税関係 第4回 剩余金の分配」「税価、第23巻第1号 ・河内出拓籍(2015)「その他資本網条金を原資とする配当の決定要因に関する実 証分析」「會計」第187巻第5号	 ・金子宏 (1990) 「商法改正と税制一株式配当および利益積立金の資本組入れを中心として一」「旬刊商事法務」第1223号 ・竹内昭夫 (1991) 「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否一金子説批判しまりました。」「旬刊商事法務」第1288号 ・ 1 「旬刊商事法務」第1288号 ・ 1 「申刊商事法務」第1288号 ・ 2 「日刊の日本法別、全の人配」「日税研論集」第29号 ・ 大島恒彦 (2004)「減資その他における積立金処理について」「租税研究」第656号 	金子宏 (1990) 「商法改正と税制一株式配当および利益積立金の資本組入れを中 *な ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	企業会計・法人税法		利益積立金額の資本組入れにおけるみな し配当課税 (旧法法23②) : 二項みなし配当課税					利益権立金額の資本組入れに対するみ し配当課税を継続	金子宏氏 (租税法学者) : 「来実現のキャピタル・ゲイン」と, 「転換対処規定」を根拠として二項みな し配当課税を肯定
	南法	旧商法第288条の2第1項の創設 :法定準備金の財源を規定 [財務] ①額前配盈金 ②無額同株式払込剰余金 ③財産評価差益 ①肉産評価差益 ⑤合併差益		・財産評価差益(旧商法288ノ2①三)の 削除 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				・株式配当(旧商法293ノニ)の削除 ・配当可能利益の資本組入れ(旧商法 利益償立金額の資本組入れに対するみな 239ノニ)、株式分割(旧商法218)の し配当課税を継続 制定	
東恐	ひかん				時価発行増資により 企業の有する資本準備金が膨 現	パブル崩壊により 企業の配当原資が不足	経済界・学会から 法定準備金の規制緩和の要請	金銭等の資産の交付のない みなし配当課税(旧法法23 ③)について、商法と税法の 「ねじれ現象」が発生	
	西曆 (和曆)	1950 (昭和25)年	1959 (昭和34) 年	1962 (昭和37) 年	1980 年代後半		1990 年代前半	1990 (平成2) 年	1990 (平成2) 年

1991 (平成3) 年	二項みなし配当課税 (旧法法 232)) に関して「金子・竹内 論争」が発生	竹内昭夫氏(商法学者): 金子(1990) の見解を否定		・竹内昭夫 (1991a) 「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否一金子説批判 - 上 - 一」「6中川商事法務」第128号 - 竹内昭夫 (1991b) 「利益積立金の資本組入れとみなし配当課税の当否一金子説 批判 - 下 - 一」「6中川商事法務」第128号 - 打印商事法務」第128号 - 河南市 - 1 (1992) 「利益積立金の資本組入れに対するみなし配当課税の意義」「旬刊商事法務」第1273号 - 武田書 (1992) 「月商店での資本組入れに対するみなし配当課税の意義」「旬刊商事法務」第1273号 - 武田 第148 第148 第3号 - 武田 第148 第3号 - 武田 第148 第3号 1 第14 第343 第35 1 日税研論 集」第245 第26日 1 日税研验 第3号 - 野田秀三 (1994)「商法における資本取引」「日税研論 集」第269号
1997 (平成9) 年		商法改正として初めて議員立法が成立 : 自社林購入権(ストック・オプション) を導入 株式消却特例法の制定 (議員立法) : 2000年3月31日までの時限立法		・神田秀樹・武井一浩 (2002) [新しい・株式制度] 有斐閣 ・近藤光男・志谷匡史 (2004) 『改正株式会社法国』弘文堂
2000 (平成12) 年		株式消却特例法の延長 (2002年3月31日 まで)		・岸田雅雄(2001)「株式制度改革と金庫株」中央経済社
			①旧法人税法第23条第2項「金銭等の資産の交付のないみなし配当課税」の廃止 上 : 利益権立金額の資本組入れに係る税務 処理(旧法法2十七カ)の制定	・朝長英樹(2001)「会社組織再編成に係る税制について(第3回)」「租稅研究」 第621号 ・ 広道秀雄(2003)「増資・減資と資本積立金額及び利益積立金額」「日稅研論集」 第53号 ・ 大鳥恒彦(2004)「減資その他における積立金処理について」「租稅研究」第656 号・ 三本義一・ 山下真弘(2004)「稅法と会社法の連携・増補改訂版」稅務程理協会 ・ 大鳥恒彦(2005)「会社法現代化における資本と利益の考え方」「租稅研究」第 671号 ・ 大鳥恒彦(2007)「マイナスの「資本金等の額」とみなし配当問題」「租稅研究」 第697号
2001 (平成13) 年	組織再編税制に伴う2001(平成13)年度税制改正		②有償減資に「プロラタ計算式」が適用 (旧法法2十七ツ, 旧法法2十人ヌ) :マイナスの資本積立金問題	- 武田昌輔編 (1979) 「D H C コンメンタール法人税法」第一法規 - 「位工技法のチベマ(中成15年度加)(財)大蔵財務協会 - 網野有紀子(2002)「増減資」「投務以報」第50巻第13名 - 総正香雄(2002)「増減資」「投務以報」第50巻第13名 - 成道香雄(2002)「増減資」「投務以報」第50巻第13名 - 武元 (10) みなし配当 - 基本的な考え方と概 要別 「日刊政務事例」第56巻第7号 - 三宅技人(2004)「資本取引の具体的事例と稅務研究(第2回)」「租稅研究」第 654号 - 小山真輝(2007)「マイナスの「資本金等の額」とみなし配当問題」「租稅研究」 第697年 - 小山真輝(2007)「マイナスの「資本金等の額」とみなし配当出趣」「租稅研究」 が697年 - 小山真輝(2009)配当に関する税制の在り方一みなし配当と本来の配当概念と の統合の観点から一」「稅務大学校論義」第62号 - の統合の観点から一」「稅務大学校論義」第62号 - の統合の観点から一」「稅務大学校論義」第62号 - 財民委時(2012)「「資本の北戻し」を行った法人の資本金等の額の減少額」「「T & A master」第435号
			③資本剰余金を原資とする配当に係る税 務処理への立法対応なし :マイナスの利益費立金問題	・垂井英夫 (2002) 「法定準備金制度改正のポイントと実務上の問題点」「税理」第 45巻第13号 ・渡辺徹也 (2006) 「企業組織再編成と課稅 (租稅法研究双書7)」以文堂

・原田晃治、泰田啓太、郡谷大輔 (2001)「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説 [下]」「商事法務」第1609号・弥永良生 (2001)「法定準備金と「その他の剰余金」一企業会計との乖離の拡大と縮小」「企業会計」第53巻第12号・中村忠 (2002)「会社会計の新たな問題」「祝経セミナー」第47巻第1号・中村忠 (2002)	・野口晃弘 (2001)「商法改正と自己株式の会計」「企業会計」第53巻第12号 ・近原 健志、太田 洋 (2002)「平成13年商法改正に伴う取今・法務省令の制定 (下) 「商法及が有限会社法の関係規定に基づく電磁的方法による情報の提供等に関する本籍の手続きを定める政令」、「商法施行規則」の概要」「旬刊商事法務」第 1629号 ・小林量 (2002)「商法の債権者保護機能との関係」「企業会計」第54巻第7号 ・垂井基夫 (2002)「法注準備金制度改正のポイントと実務上の問題点」「税理」第 45巻第13号 ・吉本権一(2002)「資本と法定準備金」「判例タイムズ」第53巻第21号 ・安藤英義(2006)「資本概念の変化一資本概念をかぐる商法と会計の離合の歴史 一」「企業会計」第58巻第9号	- 落合蔵一・前田雅弘、堀内啓・中西齢和(2001)「座膝会 金庫株解禁等に伴う 改正商法の問題点と実務対応」「毎刊商事決務」第1602号 ・第151回国会衆議院法務委員会議録第16号 ・三本義一・山下真弘(2004)「祝法と会社法の連携 増補改訂版」稅務経理協会 「新聞記事】 ・「法定準備金 一部を配当原資に 金融庁、今秋に規制緩和」「日本経済新則」朝刊(2001年4月24日)7面 ・「法定準備金取り崩し相次ぐ、配当・自社株買い原資確保」「日本経済新開」朝刊(2003年6月7日)7面	去定 ・ 岸田雅雄 (2001) 「新株式制度の企業会計への影響」「企業会計」第53巻第12号 ・ 安藤英義 (2002) 「商法における資本制度の揺らぎと「資本の部」の表示」「會計」 第159巻第9号		- ・安藤央戦(2005) 写本職の9案12―寛本概念をあくる商法と会計の離台の歴史 一] 「企業会計」第58巻第9号 末主 ・ 弥永真生(2022)「法が照らす会計の深淵」「企業会計」第74巻第8号 項]	・神田秀樹・武井一浩(2002)「新しい株式制度」有斐閣
			企業会計基準算1号「自己株式及び法定 準備金の取崩し等に関する会計基準」 : 資本準備金と利益準備金の取崩しに関 する規定(第35項、第36項)	企業会計基準適用指針第2号「自己株式 及び法定準備金の取崩し等に関する会計 基準適用指針」 : 商法施行規則に基づき「資本の部」を 公表	企業会計基準適用指針第3号「その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理」 の会計処理」 : 原則処理(第3項)と例外処理(第4項)	
①法定準備金の積立限度額の改正 (商法288)	③ 日商法第288の2第1項第4号の削除 : 減資差益をその他資本剰余金として計 上 (商法288の2)	③資本金の1/4を超過する法定準備金の 取崩しを許容(商法289②) : 取り崩した法定準備金を配当原資とし で使用することが可能(商法290①)				法定準備金の減少手続きによる株主への 2002 (平成14) 年度商法改正 払戻しが可能である旨規定 (商法289③ 一)
「商法等の一部を改正する等 の法律」(平成13年法律第79 号) が成立 (議員立法)				企業会計基準簿1号, 企業会計基準適用指針第2号, 企業会計基準適用指針第3号 の公表		2002 (平成14) 年度商法改正
	2001 (平成13) 年			2002 (平成14) 年		

2003 (平成15) 年		法人税基本通達3-1-7の5「その他資本 剰余金の処分による配当」の削設 :その他資本剰余金を原資とする配当に 関して、「利益の配当」として取り扱う 旨規定	・国税庁 HP (2003) 「法人稅基本通達等の主要以正項目について」 ・鈴木一水 (2005)「增減資・自己株式等の資本等取引に係る課稅上の請問題」「租 稅研究」第669号 ・掛川雅仁 (2006)「剩余金の分配と内部留保」「稅理」第49卷第7号 ・南雅時 (2006)「剩余金概念をめぐる会計と稅務の相違」「稅務弘報」第54巻第8 ・成道秀雄 (2007)「会社法と課稅関係 第4回 剩余金の分配」「稅研」第23巻第1 号
	会社法制の現代化に関する要網試案 (2003年10月22日)		
2004 (平成16) 年	会社法制の現代化に関する要 網案(2004年12月8日)		
	· 企業会計基準第5号および 適用指針第89の公装 へ率へ率非常館1日と1・18	 企業会計基準第5号「賃借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第8号「貸借対周長の納度をの部の表示に関する会計基準等の適用指針」 「貸借対照表における「純資産の部」が公表。 従来の資本の部に新株予約権、減延でへ方表。 従来の資本の部に新株予約権、減延でヘッジ措益、為替換算調整勘定、少数 株主持分が追加。 	・秋葉賢一 (2006) 「純資産の部の表示基準について一企業会計基準第5号「貸借対 照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の概要」「企業会計」第58巻第3号 ・安藤英雄 (2006) 「資本概念の変化一資本概念をめぐる商法と会計の離告の歴史 一人」企業会計」第58巻第9号 ・大島恒彦 (2009) 「資本の割」から「純資産の部」への転換の意義と稅務への影響を考える」「租稅研究」第717号 響を考える」「租稅研究」第717号 ・倉田幸路 (2019)「純資産の部の会計と法務」「日稅研論集」第76号
2005 (平成17) 年	- 正米文川 総事 知 17 43 4 0 通用指針 第2号,第3号の改正	・改正企業会計基準簿1号「自己株式及 び準備金の額の減少等に関する会計基 準」 ・改正企業会計基準適用指針第2号「自 己株式及び準備金の額の減少等に関す る会計基準の適用指針」 ・改正企業会計基準適用指針第3号「そ の他資本剰余金の処分による配当を受 けた株主の会計処理」	・石川和正 (2006a) 「自己株式等会計基準について一改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」の概要」「企業会計」第58巻第3号・石川和正 (2006b) 「自己株式等及びその他資本剩余金の処分による配当を受けた株主の会計処理について」「企業会計」第58巻第5号、株主の会計処理について」「企業会計」第58巻第5号・斎藤静樹(2012)「資本と利益の区分と剩余金の区分:資本剩余金を原資とする配当にふれて」「企業会計」第64巻第1号
	第162回国会にて会社法が成 立 (2005年6月29日)		・ 第162回国会(2005)「参議院会議録」第28号(その二)
	会社法施行規則,会社計算規 則,電子公告規則の公布 (2006年2月7日)		
		①資本金等の額の創設(法法2十六, 法 令8):資本積立金(旧法法2十七)および資本等の金額の削除	・水野忠恒 (2006) 「新会社法と平成18年度法人税法の改正」「税研」第21巻第6号・朝長英樹 (2006) 「会社法と法人税改革」「税研」第22巻第3号・「改正税法のすべて(平成18年度版)」(財) 大蔵財務協会・高田正昭 (2008) 「純資産の部を巡る会社法、会計及び法人税(その2) 一法人税編―」「租税研究」第708号・成立資券は、会計及び法人税(その2) 一法人税・・成道秀雄(2019)「資本会等の額と利益積立金額」「日税研論集」第76号

在大学的では、	・相澤哲・郡谷大輔(2005)「新会社法の解説(1)会社法制の現代化に伴う実正の概要と基本的な考え方」「商事法務」第1737号 ・相澤哲・岩崎友彦(2005)「新会社法の解説(10)株式会社の計算等」「商事 第1746号 ・大島恒彦(2005)「会社法現代化における資本と利益の考え方」「租税研究 671号 ・相澤哲編(2006)「立案担当者による新・会社法の解説」商事法務 ・相澤哲・郡谷大輔(2006)「新会社法関係法務省令の解説(9)分配可能額 「商事法務」第1767号 ・相澤哲・郡各大輔・和人友子(2006)「新会社法関係法務省令の解説(10)分配可能額 「商事法務」第1788号	
	・相澤哲・郡各大輔 正の概要と基本的な 相澤哲・岩崎友彦 第1746号 大鳥恒彦(2005)「 671号 相澤哲・郡各大輔 「簡專技務」第1768 「簡專社務」第1768 「簡專社務」第1768	· 相譯哲· 漿玉 匡美 法務 小 小 朴豊 (2006) 「資 · 增于 數仁 (2006) 「 · 粉 坂 明明 (2006) 「 · 粉 坂 明明 (2006) 「 · 斯 顯 遼 帝 第 (2006) · 宜 顯 遼 市 第 (2006) · 百 歸 希 子 吉 崎 広 方 (6 · 完) 剩 余 金 の 画 · 於 板 明明 (2007) 「 #
②剰余金の配当に関する取扱い ・払戻し原資に着目し、利益網余金を 資とする配当は法人税法第23条第12 第1号に、資本網条金を原資に含む 当は法人税法第24条第1項第3号に規 ・資本網余を展資に含む ・資本網介金を展覧に含む ・資本調介金を展覧に含む。 ・資本調介金を展覧に含む。 ・10十、法定24回三、法令23回三)		
	①剩余金の配当に係る統一的な財源規制 (会社法453、46(①) : 旧商法276(①) (日商法290①) J, 「中側配坐(旧商法293の5③) J. 「減資 (旧商法275①)」「先定準備金の減少(間 商法289③)」「自己株式の取得等(旧 商法210③④)」が対象	②分配可能額の算定 : 剰余金の制一会社債権者保護上控除すべき金額 - 最終事業中度の末日の剰余途 の減少額+ 債権者長護手続を呑た最終事業年度の末日後の剩余金の減少額+ 債権者長護手続を呑た最終事業年度の末日後の剩余金の増加額 (会社法446 ール・会社法461 ②、会社 計算177、178 ①、186)
2006 (平成18) 年度稅制改正		
2006 (平成18) 年 2		

(平成18) 年	会杜法(平成17年法律第86 号)施行(2006年5月1日)	③資本の部の係数変動について (減少項目→増加項目) ・資本金→資本準備金 (会社法447(□二, 309(②九, 会社計算49) ・資本金→その他資本網条金 (会社法440) ・資本準備金・存の他資本網条金 (会社法440) ・資本準備金・資本金 (会社法440) ・資本準備金→資本金 (会社法440) ・資本準備金→資本金 (会社法440) ・会の他資本網条金→資本維備金 (会社法440) ・その他資本網条金・資本準備金 (会社法440) ・その他資本網条金・資本準備金 (会社法440) ・その他資本網条金・資本準備金 (会社法440) ・その他資本網条金・資本準備金 (会社法440) ・その他利益網条金・利益準備金 (会社法450(③、会社計算49(○二) ・その他利益網金・その他利益準備金 (会社法450(③、会社計算49(○二) ・その他利益網金・その他利益準備金 (会社法451(○②、会社計算52(○一、債権者 保護手続法440) ・その他利益網金金・利益準備金		等を登り ・地子板側別(2006)「会社計算規則における剰余金区分の原則」「企業会計」第58巻 ・地子の(2006)「刺糸金の会計」「企業会計」第58巻第9号 ・宮崎裕子・岩崎友彦・平川雄士(2006)「新会社法下における企業組織と租税法 (6・元)刺糸金の配当」「切用商事法務」第1781号 ・宮岐芳弘(2008)「会社法における資本刺糸金と利益刺糸金の区別」「産業経理」 第67巻第4号 ・江頭憲治郎(2008)「株式会社法 第2版」有斐閣 (新問記事) ・「資本剩余金配当の功罪 赤字会社の乱用は問題」「日経金融新開」(2006年6月27 日)24面 ・「資本刺糸金配当の功罪 赤字会社の乱用は問題」「日経金融新開」(2006年6月27 音新期」朝刊(2009年6月4日)12面
2007 (平成19) 年	2007(平成19)年度稅制改正		資本の払戻しの計算要素にゼロあるいはマイナスの数値がある場合の立法対応 ①資本金等の額がゼロ以下のケースにお ける剰余金配当網合はゼロとし、その 全額がみなし配当(法令23①三、法令 8①十八)。 ②資本金等の額がゼロを超え、かつ払戻 資本割合の分母がゼロ以下の際には、 その割合は1(法令23①三、法令8①十八)。	・大島恒彦 (2007)「マイナスの「資本金等の額」とみなし配当問題」「租税研究」 第697号 ・「改正税法のすべて(平成19年度版)」(財)大蔵財務協会
2009 (平成21) 年	2009 (平成21) 年法務省令第7号による改正		会社計算規則第48条が第28条に改正: 旧会社計算規則第48条第1項第1号の一部が削除。 会社計算規則第29条第2項第1号の制定: 利益網余金の減少により資本金を増額させる旨明記。	

		•	
2012 (平成24) 年	国税不服審判所平成24年8月 15日裁決事例集第88集206頁		・大島恒彦(2014)「資本と利益の同時,混合配当に関する裁決事例(平成24年8月 15日番判所裁決)の争点とその問題点」「租税研究」第771号 ・小山浩(2022)「子会社からの配当をめぐる税務上の留意点〔下〕」「商事法務」 第2292号
2015 (平成27) 年	国税不服審判所平成27年2月 23日東裁(法)平26第73号		
2017 (平成29) 年	東京地判平成29年12月6日税 資267号順号13095		・小島義博・栗原宏幸・安部慶彦 (2018)「みなし配当の計算を規定する法人税法 施行令の定めを一部無効とした数判例(東京地数平成29年12月6日判決)」「TAX LAW NEWS LETTERI 第31号 ・佐藤修二 (2018)「法人税法施行令を違法・無効とした判決の衝撃一東京地数平 成29年12月6日判決―」「稅務弘粮」第66巻第9号 ・西中間浩 (2018)「最新判例・係争中事例の要点解説」「稅経通信」第73巻第9号 ・佐藤修二 (2019)「移転価格税制・資本等取引に係る納稅者勝訴事例」「租稅研究」 第833号 ・田島秀則(2019)「米国子会社から受領した資本剰余金の配当とみなし配当課稅 について」「稅務事例」第51巻第8号
2019 (令和元) 年	東京高判令和元年5月29日税 資269号順号13276		・税務通信データペース (2019) 「利益・資本剩余金による配当の稅務処理をケース別に確認」「週刊稅務通信」第3575号 ・坂本雅士 (2019)「事例研究第184回 利益剩余金と資本剩余金の双方を原資とする剰余金の阻当「援研」第35巻第3号 ・谷口勢準夫 (2019)「存口数接と學ぶ「稅法の基礎理論」【第18回】「租稅法律主義と少田或出」 第323号 ・谷口勢津夫 (2019b)「各口数接と學ぶ「稅法の基礎理論」【第19回】「租稅法律主業と実質主義との相克」一稅法の目的論的解釈の過形成【補遺【第19回】「租稅法律主業と実質主義との相克」一稅法の目的論的解釈の過形成【補遺(続・完)】一」「Profession Jurnal」第335号 ・坂本雅士 (2020b)「第6例研究第187回(続)利益剩余金と資本剩余金の双方を原資とする剩余金の配当」「稅研」第358巻第1号 ・坂本雅士 (2020b)「混合配当を必ぐる課稅問題一最高裁判決を前にして一」「會計 1 第198巻第5号 ・松本雅士 (2020b)「法人稅法における混合配当の取扱いとプロラを計算について一近年の稅務訴訟を題材に一」「第16回 稅に関する論支 入選論文集」「所配事」。「子会社配当巡る稅務処理、高裁、国稅の処分取り消し」「日経逃粮ニュースアーカイブ」(2019年8月4日) ・「外国子会社の配当巡る稅務処理、高裁、国稅の処分取り消し、親会社の選択肢広がる。」「日本経済新聞」等刊(2019年8月5日)11面

・木山泰嗣 (2021) 「最新判例・係争中事例の要点解説」「稅経通信」第76巻等6号・高橋絵梨花 (2021) 「雅台配当に係る稅務論点一丁ロラタ計算をめぐる2つの問題一」「稅研」第36巻等6号・大淵博義 (2021) 「資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とするみなし配当等の計算位を進法・無効とした最高裁判決一その判事内容の検証と制度改正の方向性一」「稅理」 移64巻第7号・変辺充 (2021) 「資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とする剩余金の配当とプロラタ計算の違法性: 国際與業管理株式会社事件「最高数一小令3.3.11判決」「稅理」第64卷第10号・・護型充 (2021)「資本剩余金と利益剩余金の双方を原資とする剩余金の配当とプロラタ計算途法判決を題材として一」「稅理」第64卷第11号・・小山浩・山川佳子・村上博隆(2021)「私なし配当の計算を規定する法人稅法施行令の定めを一部無効とした最高裁判決」「TAX LAW NEWS LETTER 第46号・ 坂本雅士(2021)「混合配当に係る最高数判決」「TAX LAW NEWS LETTER 第46号・ 坂本雅士(2021)「混合配当に係る最高数判決」「TAX LAW NEWS LETTER 第46号 等 (2022)「資本剩余金からの脱却一分配に対する課稅について一」「稅法者」第886号・ 小山浩(2022)「予会社からの配当をめぐる稅務上の留意点〔上〕」「商事法務」第220号 「子会社からの配当をめぐる稅務上の留意点〔上〕」「商事法務」第220号 (2022)「子会社からの配当をめぐる稅務上の留意点〔上〕」「商事法務」第222号・ 法证得也(2022b)「子会社からの配当をめぐる稅務上の留意点〔下〕」「商事法務」第222号 (2022a)「法人が資本の払戻しを行った場合における法人稅法施行令23条1項3号の法適合性」「ジュリスト」第1567号・ 接辺衛也(2022b)「企業会計・会社法と法人稅法に関する一考察」「稅法學」第586号	・伊藤剛志・増田貴都 (2022)「農利舎和3年3月11日 (混合配当事件) 後の国税庁の対応と税制改正の動向」「企業会計」第74巻第3号 ・大野真石 (2022)「資本剰余金と利益剩余金の双方を原資とする配当を受けた場合の技术,稅法上の区分について一最高数令和3年3月11日判決を題材として一」 「税務大学校論業」第106号 ・松水真理子 (2022)「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討一稅負担を異にする要素と配当手段を勘案して一」「経業經理」第82巻第2号 ・松水真理子 (2023)「混合配当に係るタックス・インセンティブの検討一稅負担を異にする要素と配当手段を勘案して一」「産業經理」第82巻第2号 ・松水真理子 (2023)「混合配当のおける先後関係問題の再検討一その史実と現行税制に収入が七口超のケースを対象に一」「立数経済学研究」第76巻第4号 ・松水真理子 (2023)「国際興業管理事件再考一判例から誘み解く資金憲流のスキーム」「立教経済学研究」第76巻第4号 ・松水真理子 (2023)「国際興業管理事件再考一判例から誘み解く資金憲流のスキーム」「立教経済学研究」第76巻第1号 ・松水真理子 (2023)「国際興業管理事件市場一則例から誘み解く資金憲流のスキーム」「一、「政務会計研究」第74号。 ・松本輩士 (2023)「国際興業管理事件市場上判別のら誘み解(資金憲流のスキー、坂本雅士(2023)「国際興業管理事件がもたらしたもの一最高裁判所311判決その後一」「会計・監査ジャーナル」第40巻
	法人税法施行令第23条第1項第4号の改正: 有価証券譲渡対価の上限金額を減少資本剰介金額と規定。
最判令和3年3月11日民集75巻 3号418頁	2022(令和4)年度税制改正
2021 (令和3) 年	2022 (令和4) 年